国民健康保険特別会計予算

議案第１６号

令和８年度棚倉町国民健康保険特別会計予算

令和８年度棚倉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１９５，６３９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月５日　提出

棚倉町長　宮川政夫

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　国民健康保険税		202,832
	1　国民健康保険税	202,832
2　国庫支出金		5,281
	1　国庫補助金	5,281
3　県支出金		853,253
	1　県補助金	853,253
4　財産収入		59
	1　財産運用収入	59
5　繰入金		132,207
	1　他会計繰入金	132,206
	2　基金繰入金	1
6　繰越金		1
	1　繰越金	1
7　諸収入		2,006
	1　延滞金、加算金及び過料	2,002
	2　預金利子	1
	3　雑入	3
歳入合計		1,195,639

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　総務費		52,709
	1　総務管理費	46,375
	2　徴税費	6,247
	3　協議会費	87
2　保険給付費		824,672
	1　療養諸費	711,313
	2　高額療養費	109,257
	3　移送費	100
	4　出産育児諸費	2,502
	5　葬祭諸費	1,500
3　国民健康保険事業費納付金		279,417
	1　医療給付分	174,426
	2　後期高齢者支援金等分	76,771
	3　介護納付金分	21,305
	4　子ども・子育て支援納付金分	6,915
4　保健事業費		36,130
	1　特定健康診査等事業費	16,267
	2　保健事業費	19,863
5　基金積立金		59
	1　基金積立金	59
6　諸支出金		1,552
	1　償還金及び還付加算金	1,552
7　公債費		100
	1　公債費	100
8　予備費		1,000
	1　予備費	1,000
歳出	合計	1,195,639